

印西地区環境整備事業組合指定ごみ袋の取扱申請をされる方へ

印西地区環境整備事業組合（以下「組合」という。）では、印西市、白井市（以下「2市」という。）の各家庭から排出される「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「プラスチック製容器包装」の排出袋を指定します。

この指定ごみ袋を製造、卸しをするためには、「印西地区環境整備事業組合指定ごみ袋取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）に基づき、組合と協定を締結しなければなりません。

- ◇申請手続きは、**取扱要綱**を熟読し、必要書類を添付のうえ申請してください。審査後、**取扱要綱**の規定に適合している場合には、「協定」を締結します。
- ◇申請時に提出された見本品については、本組合で強度等の試験を行う場合があります。
- ◇「協定」を締結した場合は、製造・販売（卸売）をしていただきます。
- ◇**2市以外**で製造、卸売業を行っている場合は、証明できる書類の写しを提出ください。

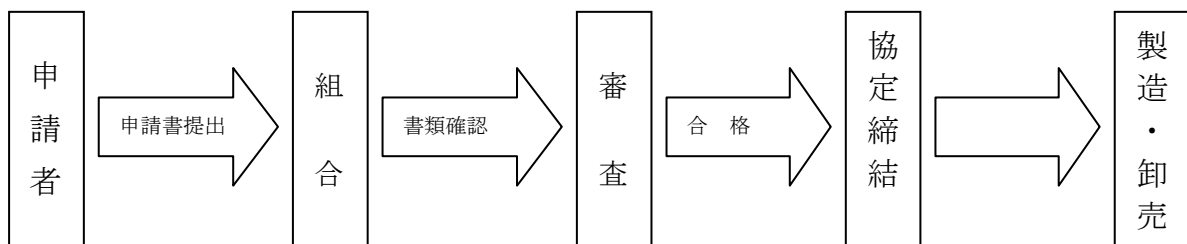
1 引張強度等の検査結果書（公的検査機関）について

- (1) 申請する者及びその者に関連する組織以外の第三者検査機関で検査を受けたものに限ります。
- (2) 検査結果書には6ヵ月以内発行の証明書（原本）を添付してください。
 - 引張強度 J I S Z 1702 7.5 引張試験に準拠すること。
 - 厚さ試験 J I S Z 1702 7.3 厚さ測定方法に準拠すること。

2 販売価格等について

- (1) 販売価格については、自由価格となります。
- (2) 販売については、申請者の各販売ルートにより2市内及び隣接の小売店等に流通していただきます。
- (3) その他については、家庭用品品質表示法、製造物責任法及びその他関係法令を参考とすること。

申請から製造販売までのフロー



申請書等の提出先

〒270-1352 千葉県印西市大塚一丁目1番地1
印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター 業務班
Tel 0476-46-2732 Fax 0476-47-1765